

季刊

労働おきなわ

2012 Summer

No.118



「労働おきなわ」118号 (琉球労働から通巻192号)

2012年6月30日発行

編集・発行 / 沖縄県商工労働部労政能力開発課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL (098) 866-2366
FAX (098) 866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>

発行人 / 武田 智
印刷所 / 赤道印刷(有)
〒904-2245 うるま市字赤道247-9
TEL (098) 973-3383
FAX (098) 973-0878



沖縄県商工労働部労政能力開発課

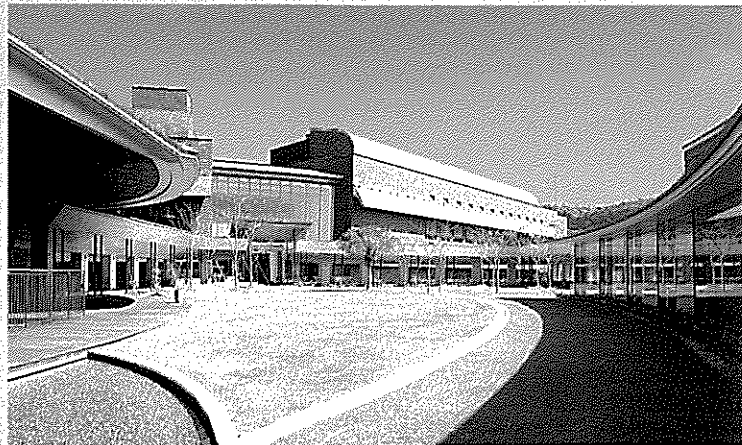
再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

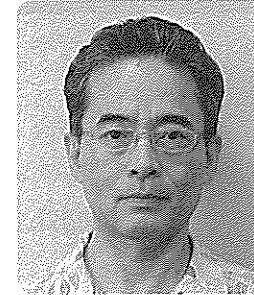
◆ Relay Essay

沖縄県中小企業団体中央会 事務局長 上里 芳弘	1
◆平成23年度沖縄県労働条件等実態調査結果概要	2
◆第83回メーデー開催	5
◆ INFORMATION	
●平成24年度沖縄県委託訓練のご案内	6
●ワーク・ライフ・バランス企業認証制度	8
●ファミリー・サポート・センター (センター一覧)	10
●豊見城市ふるさとハローワークオープン	11
◆総合労働相談コーナーの利用状況について	12
◆沖縄早期離職者定着支援事業 (沖縄版メンター制度) を導入しませんか	15
◆あっせん員候補者について	16
◆労働相談	17
◆労働日誌	18
◆労働経済指標	19



◀表紙の写真

沖縄科学技術大学院大学
2012年9月、沖縄本島中部恩納村に沖縄科学技術大学院大学(OIST)が開学します。自然豊かな森や海に囲まれた斬新かつ国際色あふれるキャンパスでは、世界中から研究者や学生が集い、世界最高水準の教育研究が行われます。[写真提供：OIST]



理想の職場と企業組合

沖縄県中小企業団体中央会
事務局長 上里 芳弘

一般的に中小企業では、労働者の給与水準は低く、その割に業務は過酷であり、勤務時間も不自然に長い。企業の行く末への不安も常につきまとい、明るい未来図が描きにくい。

公務員等の給与や待遇が新聞で公表されると、自らが置かれた現状との格差に愕然として、就労意欲を喪失する者もいる。

経営者についても、顧客獲得や金策に神経をすり減らし、企業や従業員を守るため昼夜を問わず働き続けても、若年労働者以下の所得である場合も多い。

中小企業は、人材や資金等、組織発展のために不可欠な経営資源に恵まれず、なかなか苦境から抜け出せないというのが現状だ。

日本では、99%以上(沖縄では99.9%)の企業が中小企業である。そして、経済の屋台骨、雇用の受け皿として圧倒的に重要な役割を果たしている。

したがって、中小企業の盛衰は、日本国経済浮沈そのものであることは間違いない。

国は、このような中小企業の体質を強化し、大企業に負けない競争力を保持できるようにする事を目的として、昭和24年に中小企業組合制度を創設した。

中小企業組合とは、法律に基づいて設立される法人組織である。

中小企業者4名以上が加入すること等、いくつかの要件を具備することが出来れば、県知事や総合事務局長等が設立を認可し、登記完了と共に法人組織となる。

中小企業者等は、組合に加入することにより、共同購入や共同販売によるスケールメリットの享受、情報収集力の増大、資金調達時における信用力強化をはじめとする、各種利益を得ることも期待出来る。

県内には、およそ350の中小企業組合(加盟事業者約13,000社等)があり、活発に経済活動を展開し

ている。

その中には、業界そのものとしての地位を確立した組合も多く、県経済を力強く牽引している。

ところで、中小企業組合には、事業協同組合等9つの種類がある。その中に、個人事業者や勤労者でも設立できる「企業組合」という形態もある。

この組合は、学生や主婦が設立することも可能であることから、自らの働く場を確保できるという側面を併せ持つ。

例えば、農業従事者の生産物直売所運営、仲良し主婦グループによる飲食店経営も実現可能だ。

組合員は、法人組合経営者及び従業員として、自由な創意工夫の下、主体的に事業活動を展開することができる。

県内では、介護や清掃関係の企業組合が多数存在し、それぞれ活発に事業を展開している。

組合の基本理念は「相互扶助」である。個々の企業や個人では調達できない経営資源を補い合い、共に組織運営に参画し、経営の活性化、ひいては社会経済発展向上に貢献することも可能だ。

昨今の雇用情勢は極めて厳しい。職員を採用する企業の考え方、職を求める者の希望が整合することも皆無に等しい。

企業組合制度に依る起業は、思う存分自らの能力を活かす事のできる職場の創設でもある。

そして、設立手続きの一切、及び設立後の運営を沖縄県中小企業団体中央会が無料で支援する。

是非お気軽にご相談いただきたい。

担当窓口(組織課) 098-859-6120

平成23年度沖縄県労働条件等実態調査結果概要

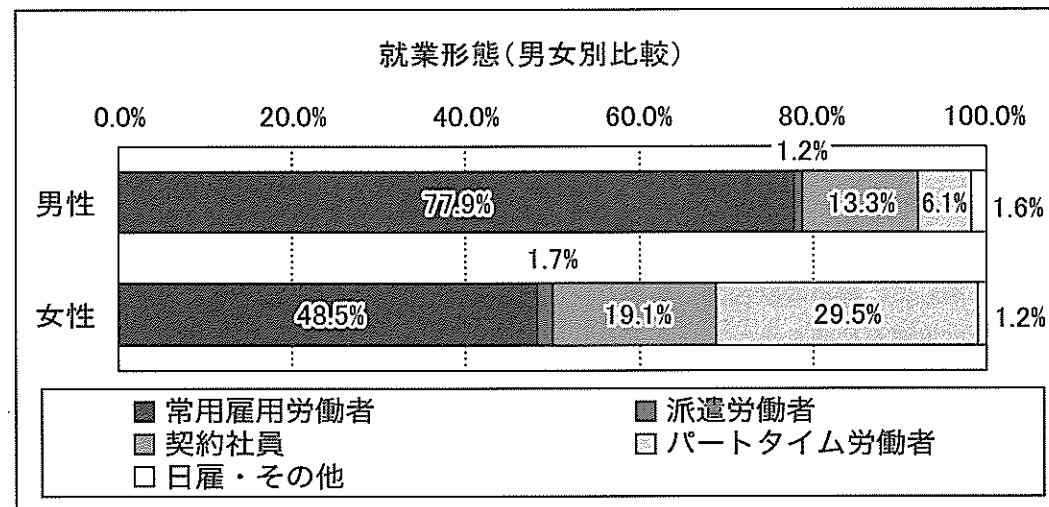
I 調査概要

- 調査時点 平成23年7月31日現在
- 調査対象 県内の従業者規模5人以上の民間事業所から、一定の割合で無作為に抽出した2,000事業所
- 有効回答 616事業所（有効回答率30.8%）

II 調査結果の一例

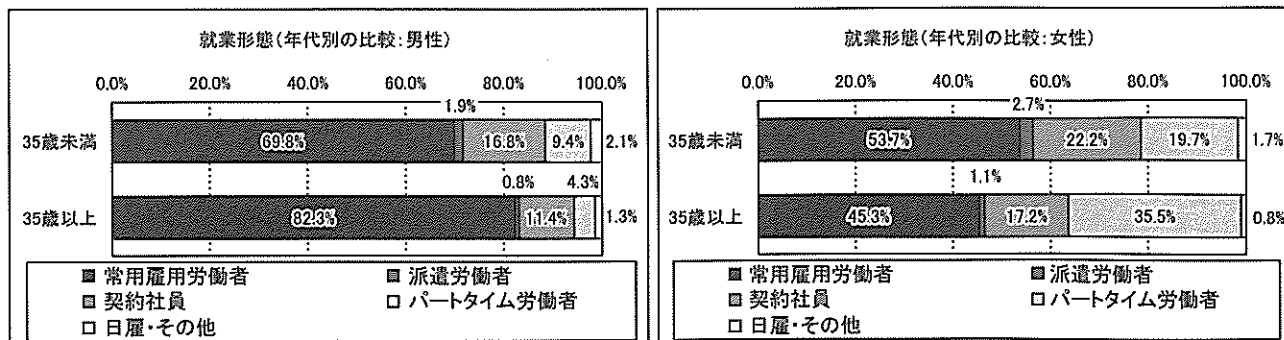
1) 就業形態

男女別に就業形態を見ると、男女ともに「常用雇用労働者」の割合が最も高いものの男性が約8割を占めているのに対し、女性は約5割となっている。



男性の就業形態を年代別に見ると、35歳未満の労働者は「常用雇用労働者」の割合が69.8%であるのに対し、35歳以上の労働者は82.3%と35歳以上の労働者の割合が高い。

女性の就業形態を年代別に見ると、男性とは逆に35歳未満の労働者における「常用雇用労働者」の割合53.7%に対し、35歳以上の労働者は45.3%と低くなっている。



2) 常用雇用労働者の初任給額

平成23年の常用雇用労働者の初任給（月額）は、「大学卒」で161,693円、「短大・専門学校卒」で147,874円、「高校卒」で137,972円である。

初任給額の推移をみると、学歴に関わらず平成20年から22年までの3年間は減少傾向が続いていたが、平成23年は前年に比べて「大学卒」は3,641円、「短大・専門学校卒」は3,368円、「高校卒」は4,057円増加している。

	大学卒	短大・専門学校卒	高校卒
平成17年	161,137	147,114	138,127
平成18年	160,174	145,283	136,759
平成19年	164,335	147,384	139,539
平成20年	161,057	147,270	138,920
平成21年	159,674	145,627	136,886
平成22年	158,052	144,506	133,915
平成23年	161,693	147,874	137,972

3) 育児休業の取得率

平成23年の育児休業取得率は、男性が2.3%、女性が91.2%である。取得率の推移を見ると、男性の取得率は前年に比べ1ポイント増加し、女性の取得率は前年から変化は見られない。

取得率を事業所規模別で見ると、女性は30人以上の規模の事業所において85%以上の取得率であるが、「10～29人」は77.6%、「10人未満」は63.2%と低くなっている。男性では「10人未満」及び「300人以上」の規模の事業所において平均取得率より高くなっている。

業種別に見ると女性は、「その他」の業種を除き、出産者がいるどの業種においても70%以上の取得率となっている。また、平均取得率（91.2%）より低い業種は「電気・ガス・熱供給・水道業」「運輸業」「飲食店・宿泊業」「医療・福祉」「複合サービス事業」「サービス業」「その他」の7業種である。

男性の育児休業取得者のいる業種は、「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業」「卸売・小売業」「医療・福祉」「サービス業」の7業種となっている。

規模別・業種別出産者数（配偶者を含む）、取得率及び退職者数 単位：人・%

規模別	出産者数		取得者数		取得率		退職者数	
	男性(配偶者)	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
10人未満	40	19	2	12	5.0%	63.2%	0	4
10～29人	55	49	1	38	1.8%	77.6%	0	5
30～99人	127	120	2	112	1.6%	93.3%	1	6
100～299人	269	123	4	105	1.5%	85.4%	0	12
300人以上	479	626	13	588	2.7%	93.9%	1	19
計	970	937	22	855	2.3%	91.2%	2	46

業種別	出産者数		取得者数		取得率		退職者数	
	男性(配偶者)	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
鉱業	2	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0
建設業	90	17	0	16	0.0%	94.1%	0	0
製造業	95	30	1	28	1.1%	93.3%	0	1
電気・ガス・熱供給・水道業	124	22	1	16	0.8%	72.7%	0	0
情報通信業	60	39	2	36	3.3%	92.3%	0	0
運輸業	53	16	2	14	3.8%	87.5%	0	2
卸売・小売業	102	205	5	198	4.9%	96.6%	0	5
金融・保険業	49	51	0	51	0.0%	100.0%	0	0
不動産業	5	2	0	2	0.0%	100.0%	0	0
飲食店・宿泊業	18	16	0	13	0.0%	81.3%	0	1
医療・福祉	172	333	4	295	2.3%	88.6%	1	26
教育・学習支援事業	8	64	0	63	0.0%	98.4%	0	1
複合サービス事業	62	32	0	28	0.0%	87.5%	0	0
サービス業	116	103	7	91	6.0%	88.3%	1	7
その他	14	7	0	4	0.0%	57.1%	0	3
計	970	937	22	855	2.3%	91.2%	2	46

4) パートタイム労働者の仕事の内容

パートタイム労働者の主な仕事の内容は、「正社員の補助的な仕事」と回答している事業所が56.9%で最も多く、次いで「正社員とほぼ同じ職務の仕事」20.4%、「専門的な知識・技能を要する仕事」10.7%の順となっている。

人数ベース（7,650人）で見ると、「正社員の補助的な仕事」が63.5%、「その他」18.1%、「正社員とほぼ同じ職務の仕事」12.5%、「専門的な知識・技能を要する仕事」6.0%とパートタイム労働者の半数以上は「正社員の補助的な仕事」に従事している。

パートタイム労働者の主な仕事 単位：事業所・人・%

	事業所数	構成比	人数	構成比
正社員とほぼ同じ職務の仕事	61	20.4%	955	12.5%
正社員の補助的な仕事	170	56.9%	4,855	63.5%
専門的な知識・技能を要する仕事	32	10.7%	456	6.0%
その他	29	9.7%	1,384	18.1%
無回答	7	2.3%	0	0.0%
合計	299	100.0%	7,650	100.0%

5) 正社員への切替え制度

パートタイム労働者の正社員への切替え制度については、「制度としてはないが、条件によってはある」が54.8%で最も多く、次いで「制度としてある」21.4%、「正社員に切り替えることはない」20.4%の順となっている。「制度としてある」と回答した事業所の割合は、前年度（19.8%）に比べ1.6ポイント増加している。

正社員への切り替え制度の有無 単位：事業所・%

	事業所数	構成比
制度としてある	64	21.4% (19.8%)
制度としてはないが、条件によってはある	164	54.8% (58.3%)
正社員に切り替えることはない	61	20.4% (18.1%)
無回答	10	3.3% (3.8%)
合計	299	100.0%

() 内は平成22年度

第83回メーデー開催

労働者の祭典であるメーデーは、今年で83回を迎え、平成24年4月26日（木）から5月1日（火）にかけて、県内7会場で約2,150人（主催者発表）が参加して開催されました。

連合沖縄のメーデーは、4月27日の中央式典を含む5会場で行われ、県庁前広場で開かれた中央式典には、約600人が参加し、連合系全体では、1,600人の参加となりました。

中央式典では、震災からの復興・再生を軸に「雇用と生活の再建」に向けて全力をつくすこと、持続可能な成長の達成、ディーセントワークが実現される取り組みの推進、すべての働く者の連帯とN G O・N P Oとの連携で「働くことを軸とする安心社会」の実現すること等が採択されました。式典後は、国際通りでデモ行進が行われました。

北部地区及び八重山地区は5月1日、久米島地区は4月26日、宮古地区は4月28日に開催されました。宮古地区では、「式典」のほか「祭典」が催され、平良中学校吹奏楽部による演奏や高校生のダンスが披露されました。

沖縄県労連では、メーデー沖縄県集会を5月1日に那覇市与儀公園で開催し、約350人が参加しました。集会では、消費税の大増税反対、雇用と仕事の確保、賃上げ、社会保障拡充で、内需中心の経済、震災復興、原発ゼロを求めるメーデー宣言を採択し、「日本経済を壊滅させるT P Pへの不参加を求める決議」、「消費税増税に反対し、「社会保障と税の一体改革」の撤回を求める決議」、「すべての子どもたちに健康で豊かな発達保障を求める！決議」、「日米同盟の「深化」と「22大綱」に基づく在沖自衛隊の増強に反対し、辺野古の新基地建設と高江「ヘリパッド」建設の中止を求める決議」が採択されました。集会後は、会場から県庁前までデモ行進も行われました。



(連合沖縄中央式典)



(県労連メーデー集会)

全港湾のメーデーは、5月1日に那覇市内で開催し約200人が参加しました。メーデー宣言では、「復帰40年、米軍、自衛隊の強化に反対し、県民の平和のためにがんばろう」、「普天間基地の早期返還と新基地建設阻止」等が採択されました。

ご案内 平成24年度沖縄県委託訓練のご案内

県立職業能力開発校では、求職者の早期就職を支援するため次の委託訓練を行っています。
委託訓練とは、就職を希望する離転職者に対し、専修学校等の民間教育訓練期間を活用した幅広い職業訓練を行う制度です。

受講申込みを行うには、知識・技能等を習得して就職することを希望し、公共職業安定所（ハローワーク）へ求職登録を行い、受講あっせんを受ける必要があります。受講料は無料となっています。

1 一般求職者コース

就職に必要な知識・技能を付与するもので、座学を主とする訓練。

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
6月	ビジネスアプリケーション科	琉球新報開発	24	那覇市	3か月
	IT事務科	PC-ワールド	30	石垣市	3か月
	基礎から学べるビジネスパソコン科	大栄経理学院沖縄那覇校	20	那覇市	3か月
	Webプログラマー養成科	那覇ワイズライン	20	那覇市	6か月
	介護サービス科	沖縄福祉保育専門学校	25	那覇市	6か月
	医療クラーク養成科	那覇ニチイ学館	24	那覇市	3か月
	金融人材育成科	学KBC学園(専)国際電子ビジネス専門学校	20	那覇市	3か月
	オフィスワーク・CCスタッフ養成科	沖縄情報経理専門学校	24	沖縄市	3か月
	OA経理システム科	海邦電子ビジネス専門学校	30	うるま市	3か月
	介護スペシャリスト養成科	那覇ニチイ学館	30	沖縄市	3か月
7月	介護サービス科	学大庭学園	25	北中城村	6か月
	パソコン・CADオペレータ科	那覇ビーンズ	15	沖縄市	3か月
	ビジネスパソコン科	那覇創研	28	宮古島市	3か月
	ビジネスPC経理科	安木屋ビジネス専門学校	14	那覇市	3か月
	パソコン・簿記入門科	那覇ワイエムシ	20	那覇市	3か月
	FP・経理事務科	沖縄情報経理専門学校那覇校	24	那覇市	3か月
	不動産ビジネススキル養成科	那覇日建学院	30	那覇市	3か月
	IT実務スペシャリスト科	沖縄情報経理専門学校名護校	24	名護市	3か月
	介護サービス科	那覇ニチイ学館	20	沖縄市	3か月
	医療事務スペシャリスト養成科	那覇日本教育クリエイト	30	沖縄市	3か月
8月	コールセンター業務エントリー人材育成科	那覇セシールコミュニケーションズ	20	うるま市	3か月
	ビジネス基礎研修科	琉球新報開発	18	那覇市	3か月
	OA経理事務科	県知事認可沖縄税務経理学院	20	那覇市	4か月
	介護スペシャリスト養成科	那覇日本教育クリエイト	30	那覇市	3か月
	基礎から始める宅建不動産ビジネス科	那覇東京リーガルマインド	30	那覇市	3か月
	ITオフィス科	海邦電子ビジネス専門学校	25	うるま市	3か月
	パソコン会計・事務科	那覇ゆいまーる	15	宜野湾市	3か月
	OA経理事務科	沖縄情報経理専門学校	24	沖縄市	3か月
	介護スペシャリスト養成科	那覇日本教育クリエイト	20	名護市	3か月
	IT事務科	PC-ワールド	30	石垣市	3か月
9月	IT基礎科	沖縄ウエル・スポーツ専門学校	24	那覇市	3か月
	webプログラミング基礎科	学フジ学園 専門学校ITカレッジ沖縄	30	那覇市	3か月
	IT販売会計科	那覇ワイエムシ	20	那覇市	3か月
	医療事務・医師事務作業補助科	那覇ニチイ学館	24	那覇市	3か月
	旅行・観光ビジネス科	専門学校国際コミュニティカレッジ	30	那覇市	3か月
	オフィスワーク事務科	沖縄情報経理専門学校	24	沖縄市	3か月
	経理スペシャリスト科	那覇尚学院	20	沖縄市	3か月
	簿記会計マスター科	那覇日建学院	20	名護市	3か月
	介護スペシャリスト養成科	那覇日本教育クリエイト	30	沖縄市	3か月
	医療事務スペシャリスト養成科	那覇日本教育クリエイト	20	名護市	3か月
10月	ビジネスパソコン科	那覇創研	28	宮古島市	3か月
	基礎から始めるオフィス事務・コミュニケーション科	那覇沖縄コールスタッフサービス	20	那覇市	3か月
	ネットショップ運営者養成科	琉球インタラクティブ(株)	30	那覇市	6か月
	ビジネスPC経理科	安木屋ビジネス専門学校	14	那覇市	3か月
	ITビジネスFP科	那覇尚学院	20	那覇市	3か月
	介護サービス科	那覇介護労働安定センター沖縄支部	30	那覇市	5か月
	わかりやすいBPO！総合事務コミュニケーション科	那覇沖縄コールスタッフサービス	24	西原町	3か月
	IT/Webプログラミング科	那覇アイセック・ジャパン	20	うるま市	6か月
	介護職員基礎研修	那覇ニチイ学館	20	沖縄市	6か月
	フードビジネス情報科	(専)サイ・テク・カレッジ	18	宜野湾市	3か月
11月	Webスペシャリスト科	学南星学園 サイ・テク・カレッジ那覇	15	那覇市	3か月
	OA経理事務科	県知事認可沖縄税務経理学院	20	那覇市	4か月
	介護スペシャリスト養成科	那覇日本教育クリエイト	30	那覇市	3か月
	基礎から始める建築・CAD科	学KBC学園(専)IDA	20	那覇市	3か月
	基礎から始める宅建不動産ビジネス科	那覇東京リーガルマインド	25	那覇市	3か月
	IT実務スペシャリスト科	沖縄情報経理専門学校名護校	24	名護市	3か月
OA経理事務科	海邦電子ビジネス専門学校	25	うるま市	3か月	

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
12月	IT基礎科	沖縄ウエル・スポーツ専門学校	24	那覇市	3か月
	基礎から学べる簿記・パソコン科	大栄経理学院沖縄那覇校	20	那覇市	3か月
	簿記IT科	那覇十雨商事	25	沖縄市	3か月
	CADオペレーターOA科	(専)サイ・テク・カレッジ	18	宜野湾市	3か月
1月	Webクリエイター養成科	那覇ワイズライン	20	那覇市	3か月
	医療介護事務科	沖縄情報経理専門学校那覇校	24	那覇市	3か月
	OA経理事務科	沖縄情報経理専門学校名護校	15	名護市	3か月
	IT販売士養成科	海邦電子ビジネス専門学校	27	うるま市	3か月

2 デュアルシステムコース

訓練導入講習、座学、企業実習の組み合わせによる訓練。

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
7月	基礎から始める建築・CAD科	学KBC学園(専)IDA	24	那覇市	4か月
9月	Webプログラミング科	(専)サイ・テク・カレッジ	18	宜野湾市	4か月
11月	医療クラーク養成科	那覇ニチイ学館	24	那覇市	4か月
12月	介護サービス科	那覇ニチイ学館	20	沖縄市	4か月

3 母子家庭の母等コース

長期失業状態にある母子家庭の母等を対象とした準備講習付きの訓練。

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
9月	介護サービス・美容介護科	(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会	20	那覇市	3か月
12月	オフィス事務科	那覇マリア・クリエイト	14	宜野湾市	3か月

4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

障害をお持ちの方を対象とした、障害者の態様に応じた多様な訓練。

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
6月	IT基礎技能習得科	NPO法人北部地域ITまちづくり協働機構(HICO)	5	名護市	3か月
	Officeビジネス科	那覇Commit	6	那覇市	3か月
	お仕事準備講座	(福)わしの里(サポートセンターどりいむ)	5	石垣市	3か月
7月	お仕事準備講座(デュアル)	(福)わしの里(サポートセンターどりいむ)	3	石垣市	4か月
	ビルメンテナンス・スキル科	那覇やんばるライフ	4	名護市	3か月
	聴覚障害者向けITビジネス基礎科	那覇アイセック・ジャパン	9	うるま市	3か月
8月	地域農業実践科(デュアル)	NPO法人池田ふれあいガーデン	5	西原町	4か月
	しごと準備講座	(福)みやこ福祉会	5	宮古島市	3か月
	ITビジネス科	那覇まゆみ手(ふたば会)	9	宜野湾市	3か月
9月	パソコンビジネス科	那覇ワイエムシ	8	那覇市	3か月
	観光IT基礎講座	NPO法人バリアフリーネットワーク会議	7	沖縄市	3か月
	Officeビジネス科	那覇Commit	6	那覇市	3か月
10月	オフィスワーク基礎科	NPO法人サポートセンターゆめさき	5	沖縄市	3か月
	オフィスワーク基礎科(デュアル)	NPO法人サポートセンターゆめさき	5	沖縄市	4か月
	地域農業従事者訓練科	NPO法人ていとう	3	うるま市	3か月
11月	ITビジネス科	那覇大葉(パソコン教室にしぎ)	6	糸満市	3か月
	IT基礎技能習得科	NPO法人北部地域ITまちづくり協働機構(HICO)	5	名護市	3か月
12月	Officeビジネス科	那覇Commit	6	那覇市	3か月

- 定員に満たない場合は、開講しないことがあります。
- 訓練期間、定員等、記載されている内容に変更が生じることがあります。
- カリキュラム等の詳細については、各訓練実施先へお問い合わせください。

各訓練コースの詳細、応募資格、申込方法等の詳細については、沖縄県労政能力開発課のホームページ (<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=156&id=23357&page=1>) をご覧ください。

【問い合わせ先】

浦添職業能力開発校(南部・離島地区)	具志川職業能力開発校(中・北部地区)
〒901-2113 浦添市大平531番地 TEL: (098) 878-5627・879-2560 URL: http://www.uranou.ac.jp/	〒904-2241 うるま市兼箇段1945番地 TEL: (098) 973-5954・973-6680 URL: http://www.gushideve.ac.jp/

沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度

—あなたの会社も“ワークライフバランス企業”としてPRしませんか?—

沖縄県では、労働者個人の生活時間に配慮した働き方、働きかたがその持てる能力を最大限に発揮させ、生産性の向上や優秀な人材の確保など、企業にとってのメリットが大きいと考えます。

認証企業
募集中

「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」について

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に届け出ており、かつ、仕事と生活の調和を実現するための制度・実績があると認められる企業を県が認証・登録する制度です。

認証企業には認証書が交付され、県のホームページなどで企業の取組内容を紹介します。



申請窓口・問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
沖縄県商工労働部労政能力開発課
(労政福祉班)

電話:098-866-2366
FAX:098-866-2355

ワークライフバランス推進のメリット

1. 優秀な人材が確保できます。

仕事も、仕事以外の生活も両方充実させたいと考える人たちが増えてきました。労働人口が減っていく中で、ワークライフバランスの取り組みは人材確保の重要なポイントになります。

2. 社員のやる気を引き出し、生産性が上がります。

仕事以外の活動(育児参加、資格取得、生涯学習など)が充実することによって仕事に張り合いがもて、また身についた知識・技術・経験が仕事にも活かされます。

3. 業務の見直し・効率化が図れます。

残業を減らし休暇を取得しやすくするため、業務の進め方や人事労務管理を工夫するきっかけとなります。

認証(登録)のメリット

1. 社会貢献に積極的な企業としてイメージアップが図られます。
2. 県のホームページや広報誌などでPRされます。
3. 商工中金那覇支店による金利優遇ローンの対象となります。

「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業応援ローン」

運転資金・設備資金:金利0.2%優遇

※詳しくは、商工中金那覇支店(☎866-0196)まで。

▼要綱・様式のダウンロードは下記URLからできます

「沖縄県トップ」>「産業・仕事」>「雇用・労働」>「労政福祉」

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=156&id=14934&page=1>

募集対象(認証の要件)

以下の①～③すべての要件を満たしている企業が対象となります。

- ① 沖縄県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人であること(公共団体、公企業を除く)。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、沖縄労働局に届け出ていること。
- ③ ワーク・ライフ・バランス実現のための制度・実績があり、法を上回る労働条件等の整備を行っていること。(例示:要綱第5条第2項)

認証されるとどうなる?(認証の効果)

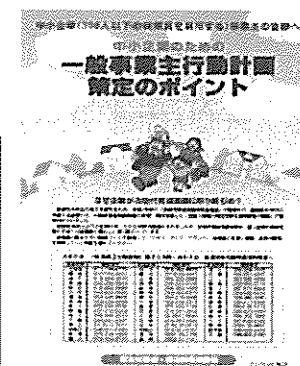
- ・ 認証された企業には認証書が交付されます。
- ・ 企業の概要やワーク・ライフ・バランスの取り組みの内容、また企業としてPRしたい事項を県のホームページ上に掲載します。
- ・ ホームページのほか、県が発行する広報誌やパンフレットなどに掲載されます。

認証を受けるには?(手続きの流れ)

- ① 所定の認証申請書に必要事項を記入し、認証要件を満たしていると証明される資料(行動計画の概要など)と一緒に事務局(県労政能力開発課)に提出します。
- ② 添付書類の確認を事務局で行います。
- ③ 申請を受理してから2～3週間程度で決定通知を出します。
- ④ 認証書の交付を、手交または郵送します。
- ⑤ 県のホームページ(労政能力開発課)で認証企業の情報を公開します。



一般事業主行動計画の策定・届出がまだお済みでない事業主はお早めに!!



常時雇用する労働者の数が101人以上の事業所は行動計画の策定・届出が義務付けられています。(100人以下の場合は努力義務)

※届出先→沖縄労働局雇用均等室
TEL:868-4380

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。→<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>



認証制度要綱 第5条第2項

～取組内容の例示～

雇用保険からの給付金とは別に、育児休業中の社員に経済的な支援をしている。

女性社員の育児休業取得率が90%以上または男性社員の育児休業取得率が10%以上である。

3歳以上の子を養育する社員も短時間勤務制度の対象となっている。

社員が育児または介護サービスに要した経費の助成制度がある。

育児または介護中の従業員に配慮したテレワーク(在宅勤務等)の制度がある。

社員の自発的な修学または国際貢献活動のための休業制度がある。

その他、社員のワーク・ライフ・バランスに配慮した制度・実績がある。

ファミリー・サポート・センター



～みんなでつながろう！ファミサポの“わ”～

ファミリー・サポート・センターとは、育児の手助けをして欲しい方と、育児の手助けをしたいと思っている地域の人が会員となって行う有償ボランティアのしくみです。子どもの一時預かりや保育施設への送迎などの育児支援、保育サポート講習会、会員同士の交流会、子育てに関するアドバイスなどを行っています。

ファミリー・サポート・センターは県内に17カ所28市町村で設置されています。会員登録の際は、下記センターあてお問い合わせください。

沖縄市ファミリー・サポート・センター
〒904-0004 沖縄市中央 3-15-5 (パークアベニュー通り)
TEL:098-921-1234 FAX:098-939-6477
(開所時間) 月～土曜日 午前8時30分～午後6時

宮古島市ファミリー・サポート・センター
〒906-0013 宮古島市平良字下里 442 (宮古島市働く女性の家内)
TEL:0980-73-1332 FAX:0980-73-5245
(開所時間) 火～日曜日 午前8時30分～午後5時15分

那覇市ファミリー・サポート・センター
〒901-0155 那覇市金城 3-5-4 (那覇市社会福祉協議会内)
TEL:098-857-8991 FAX:098-859-8388
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後6時

名護市ファミリー・サポート・センター
〒905-0014 名護市港 2-1-2 (名護市児童センター内)
TEL (兼 FAX) 0980-53-3926
(開所時間) 月～金曜日 午前9時15分～午後5時30分

うるま市ファミリー・サポート・センター
〒904-2215 うるま市みどり町 6-9-1 (みどり児童センター内)
TEL:098-972-6229 FAX:098-972-6200
(開所時間) 月～土曜日 午前9時～午後6時

浦添市ファミリー・サポート・センター
〒901-2121 浦添市内間 2-18-2 (浦添市地域福祉センター内)
TEL:098-870-0073 FAX:098-870-5151
(開所時間) 月～土曜日 午前9時～午後6時

豊見城市ファミリー・サポート・センター
〒901-0292 豊見城市字翁長 854-1 (豊見城市役所内)
TEL:098-840-5633 FAX:098-856-7046
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

宜野湾市ファミリー・サポート・センター
〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1 (宜野湾市役所内)
TEL:098-893-4411 (内線 458・461) FAX:098-893-4108
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

☆ファミリー・サポート・センターの事業目的☆

労働者が仕事と育児又は介護を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者福祉の増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

北谷・嘉手納・北中城ファミリー・サポート・センター
〒904-0116 北谷町北谷 1-12-11
TEL:098-989-9763 FAX:098-989-9764
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時30分
第1、第3土曜日 午前9時～正午12時

糸満市ファミリー・サポート・センター
〒901-0305 糸満市西崎 1-35-2 (西崎太陽児童センター内)
TEL (兼 FAX) 098-992-4228
(開所時間) 月～土曜日 午前9時～午後6時

南風原町ファミリー・サポート・センター
〒901-1104 南風原町字宮平 697-10 (南風原町総合保健福祉センター ちむくる館内)
TEL:098-889-3327 FAX:098-889-6269
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

石垣市ファミリー・サポート・センター
〒907-0004 石垣市登野城 1357-1 (石垣市健康福祉センター内)
TEL:0980-87-0655 FAX:0980-87-0656
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後6時

八重瀬町ファミリー・サポート・センター
〒901-0401 八重瀬町字東風平 1318-1 (八重瀬町社会福祉協議会館内)
TEL:098-998-4000 FAX:098-998-8999
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

粟国村ファミリー・サポート・センター
〒900-3702 粟国村字東 1088 (粟国村社会福祉協議会内)
TEL:098-988-2045 FAX:098-988-2045
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

南城市ファミリー・サポート・センター
〒901-1206 南城市大里字仲間 918 (南城市総合保健福祉センター内)
TEL:098-882-8861 FAX:098-882-8862
(開所時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

与那原・西原・中城ファミリー・サポート・センター
〒901-1304 与那原町字東浜 78-5 ディアフラッツ東浜 101号
TEL:098-988-1914 FAX:098-988-1924
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時30分

やんばる町村ファミリー・サポート・センター
〒905-0017 名護市大中 3-9-1
TEL (兼 FAX) 0980-43-0232
(開所時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時30分

☆ファミリー・サポート・センター事業についてのお問い合わせ
沖縄県商工労働部労政能力開発課(労政福祉班)
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TE(098)866-2366/FAX(098)866-2355



沖縄県

4/9(月)豊見城市役所内に 豊見城市ふるさとハローワーク

(ハローワーク那覇庁外施設)

OPEN

～あなたの街にハローワークがやってきた～



主なサービス

- ①求人情報提供端末(タッチパネル検索パソコン)等による求人情報提供
 - ②窓口専門職員等による職業相談および職業紹介
 - ③地域事業者からの求人受理および管轄ハローワークへの連絡
- ※雇用保険の給付・適用手続きは、ハローワーク那覇担当窓口で行ってください。

名称 豊見城市ふるさとハローワーク

TEL.098-856-3335 FAX.098-856-3336

業務時間/午前8:30～午後5:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

所在地:豊見城市字翁長854番地1(豊見城市役所1階)

所管:ハローワーク那覇(庁外施設)

総合労働相談コーナーの利用状況について (沖縄労働局)

—23年度は相談件数過去最多 今年4月より「パワハラ相談員」を沖縄労働局に配置—

■ポイント■

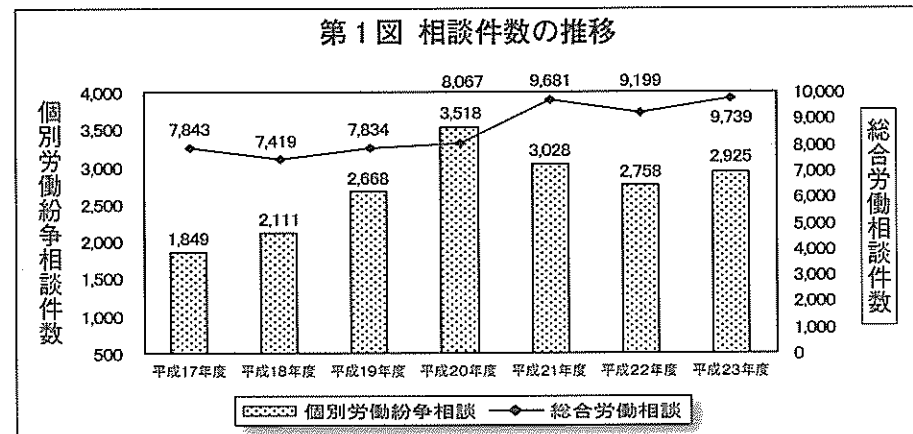
平成23年度（4月～3月）に沖縄労働局管内の総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は9,739件と過去最多となった。また、個別労働紛争相談（個々の労働者と事業主との間のトラブルのうち労働基準法など労働関係法令の違反を伴わないもの）のうち、助言・指導は266件、あっせんは86件と高止まり傾向で推移している。

さらに、今年4月6日より沖縄労働局企画室に職場のパワーハラスメント（パワハラ）問題を担当する「パワハラ相談員」を1名配置しており、利用を呼びかけている。

- | | | | |
|---------------------|---|--------|--------------|
| 1. 総合労働相談件数 | : | 9,739件 | (対前年比5.9%増) |
| 2. 個別労働紛争相談（民事労働紛争） | : | 2,925件 | (対前年比6.0%増) |
| ☞ 労働局長の助言指導 | : | 266件 | (対前年比11.2%減) |
| ☞ 紛争調整委員会によるあっせん | : | 86件 | (対前年比13.9%減) |

I 相談受付状況（第1図参照）

総合労働相談コーナー等に寄せられた平成23年度の労働相談は、9,739件（対前年比540件増、5.9%増）で、このうち、労働関係法上の違反を伴わない、解雇、労働条件の引き下げ等のいわゆる民事上の「個別労働紛争」に関する相談は、2,925件（対前年比167件増、6.0%増）であった。



【総合労働相談の内容等】

- 労働相談の種類別件数は、①「法令制度の問い合わせ」が5,197件（53.3%）、②「個別労働紛争」が2,925件（30.0%）、③「法施行事務（行政指導関係）」が1,250件（12.8%）であった。
- 労働相談の内容別件数は、①「労働条件関係」が8,152件（83.7%）、②「その他（いじめ嫌がらせ含む）」が1,444件（14.8%）、③「募集採用関係」が105件（1.0%）、④「女性問題関係」が38件（0.4%）であった。

（注）総合労働相談コーナー

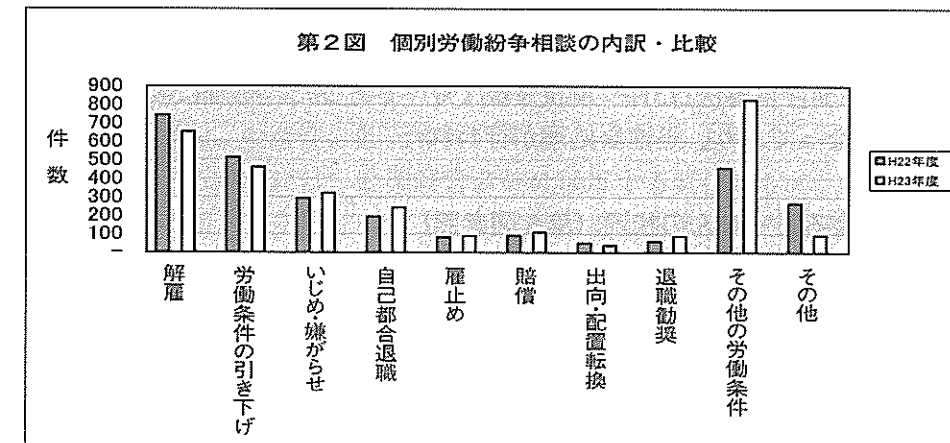
個別労働関係紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らないもの、誤解に基づくものが多くみられます。そのため、労働問題について関連情報を入手したり相談をすることにより、紛争に発展することを未然に防止、または早期に解決することができます。

このため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、沖縄労働局管内6箇所

「総合労働相談コーナー」を設置して総合労働相談員を配置しています（宮古、八重山は平成21年4月1日より新規設置）。総合労働相談コーナーでは、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

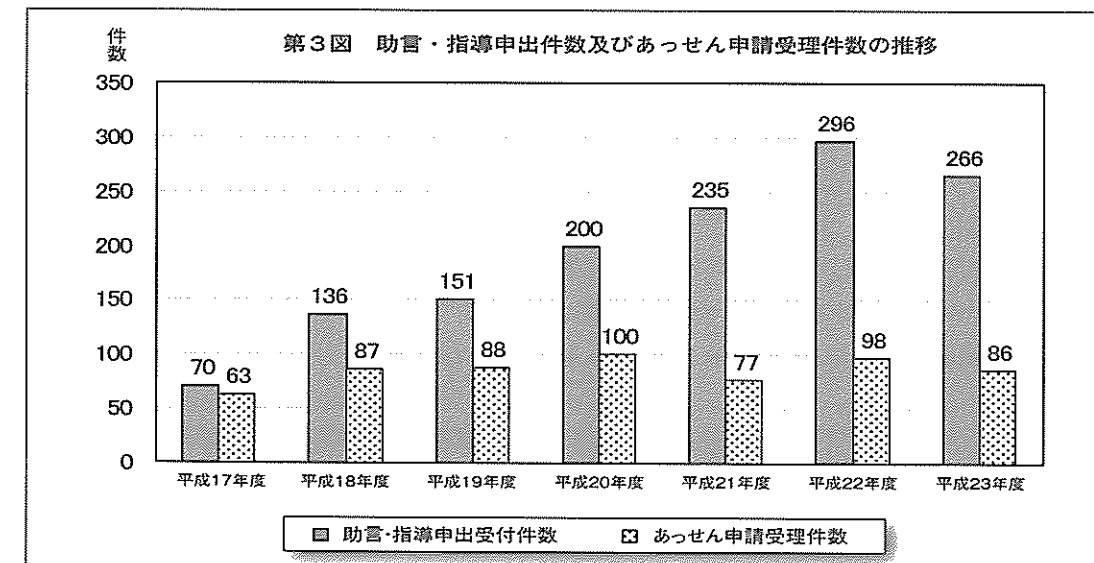
II 民事上の「個別労働紛争」に係る相談の内容（第2図参照）

紛争の内容は、①「解雇」が653件（91件減）、②賃金等の「労働条件の引き下げ」が462件（53件減）、③「いじめ・嫌がらせ」が321件（28件増）、④「自己都合退職」が244件（51件増）であった。「その他の労働条件」とは分類に該当しないもので、例えば「現在の労働条件に納得できない」等現在の処遇への問い合わせのような事案である。



III 労働局長による「助言・指導」及び紛争調整委員会による「あっせん」の状況（第3図参照）

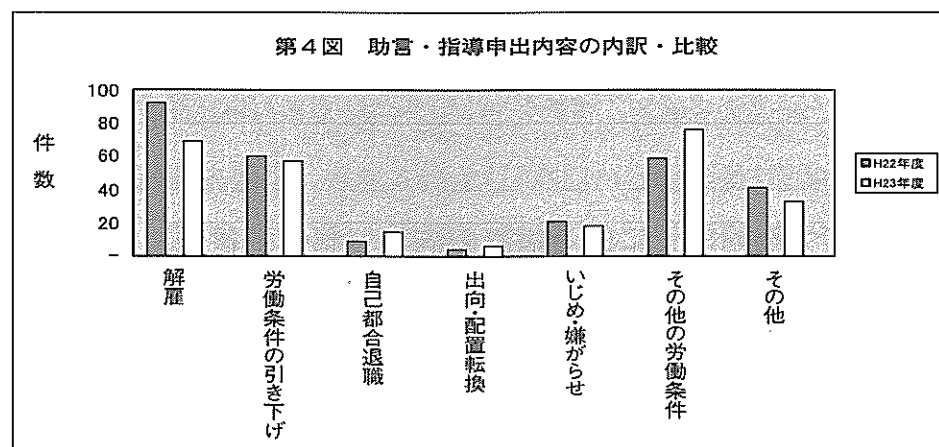
「助言・指導」の申出受付件数は、266件（対前年比30件減、11.2%減）、「あっせん」の申請受理件数は、86件（対前年比12件減、13.9%減）であった。



1 労働局長による助言・指導の状況（第4図参照）

「助言・指導」の申出の主な内容は、①「解雇」が69件（23件減）、②「労働条件の引き下げ」が57件（3件減）、③「いじめ・嫌がらせ」が18件（3件減）、であった。

また、申出人は労働者が255人（95.8%）、労働組合のない事業場は178件（66.9%）であった。

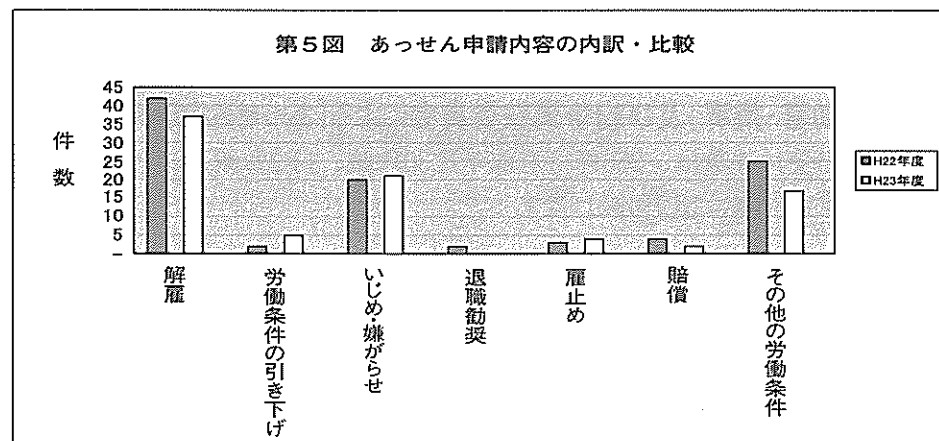


「助言・指導」に係る手続きを終了した件数は、264件（前年度受理を含む）で、そのうち助言・指導を実施した件数は254件（解決173件：解決率68.1%）であった。処理に要した期間は、1カ月以内が252件（95.4%）となっており、迅速な処理が行われた。

2 紛争調整委員会によるあっせんの状況（第5図参照）

あっせんの申請の主な内容は、①解雇が37件（5件減）、②いじめ・嫌がらせが21件（1件増）、③労働条件の引き下げが5件（3件増）であった。

また、申請のうち、申請人は労働者が85人（98.8%）、労働組合のない事業場は63件（73.2%）であった。



あっせんの手続きを終了した件数は、87件（前年度受理を含む）で、このうち合意が成立したものは21件（24.1%）、あっせんを打ち切ったものは58件（66.6%）であった（参加率：28件、32.1%）。

処理に要した期間は、1カ月以内が69件（79.3%）、1カ月を超え2カ月以内が17件（19.5%）となっている。

（注）あっせんとは、紛争当事者の間に第三者（紛争調整委員会の委員）が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、場合によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図ります。

県内総合労働相談コーナー

（沖縄労働局及び各労働基準監督署内に設置。電話番号は以下のとおり。）

局：868-6060、那覇：868-8008、沖縄：982-1400、名護：0980-52-2691、
宮古：0980-72-2303、八重山：0980-82-2344

沖縄早期離職者定着支援事業（沖縄版メンター制度）を導入しませんか！
★★新人・若手社員の職場への定着・早期戦力化の切り札です★★

【沖縄労働局職業安定部職業安定課】

沖縄県は、全国に比べて、大学及び高校卒業者の3年以内の離職率が高いこと及び若年者を中心とした安易な離職を繰り返す者が多いことが、県内の高い失業率、とりわけ若年者の高い失業率の大きな要因となっております。

背景には、転職・中途採用が一般化し、会社への帰属意識が希薄化している。また、企業での職場の人間関係が希薄になり、コミュニケーションが苦手な若者が増えていることなどがあります。この現状を放置しておくことは、若年者のキャリア形成にとって大きな損失であり、企業にとっても採用・人材育成コストの増加、生産性の低下等のデメリットがあります。

こうした状況を改善するためには、企業経営者等の雇用する側に対して、若年者の職場定着のための取組みの重要性とその効果を伝えていくことが重要であります。その代表的な手法が「メンター制度」です。

メンター制度とは、年齢や社歴の近い先輩社員が、新人・若手社員と継続的に交流し、精神的に支えることを主眼に置いた人材育成手法です。指導にあたる先輩社員をメンター（助言者）、指導を受ける若手社員をメンティと呼び、メンターは若手社員の業務上の不安や悩みの解消、業務の指導育成を担当します。

メンター制度は、離職予防策としてだけでなく、知識や技術の伝承、社員の業務意欲・コミュニケーション能力の向上など、新しい人材育成方法として全国的に注目されています。

沖縄労働局では、若年者の高い失業率を踏まえ、若年者の職場定着向上を図ることを目的として、平成20年度から「若年者早期離職者定着支援事業（沖縄版メンター事業）」を実施しています。（日本で唯一「メンター制度」の無料導入支援事業です。）

当該事業は平成22年度までは、南部地区は那覇商工会議所、中部・北部地区は宜野湾市商工会、宮古島地区は宮古島商工会議所、八重山地区は石垣市商工会に委託して実施してきましたが、支援を受けた多くの企業から制度を導入して社員の定着率が向上した等の報告が寄せられております。

平成23年度からは、地域を南部地域（ハローワーク那覇管轄地域で離島を除く9市町）と中部地域（ハローワーク沖縄管轄地域11市町村）に限定し、従来の支援内容（セミナーの開催・個別支援等）に加えて、情報通信業、宿泊業・飲食サービス業及び医療・福祉業の三業種を重点業種に指定し、その業種に属する企業（重点企業）に対して、重点企業の特徴・習熟度等に合わせたレベル別のメンター制度導入等のためのセミナーの開催、また、重点企業がもつ特有の問題を解消するため専門家等による個別支援等を実施しているところです。

メンター制度及び人事労務管理制度の導入支援、メンター教育、コミュニケーションスキル（傾聴のこつ等）、社員の離職防止・定着支援に関する相談などが無料で受けることができますので、ご興味のある企業は、是非、下記の委託先にお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先》

◎南部・中部地域：（株）求人おきなわ（TEL 098-860-7716）

あっせん員候補者について

今回は、「あっせん員候補者」についてご紹介します。

沖縄県労働委員会では、労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起こり、労使間の話し合いで意見が折り合わず解決できない場合に、労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図る「あっせん」を行っています。

「あっせん員」は、会長により「あっせん員候補者名簿」の中から指名され、当委員会では、原則として三者構成（公益・労働者・使用者委員各1人）であっせんに当たります。

「あっせん員候補者」は、当委員会の現委員や事務局職員の中から、総会の議決を経て委嘱されます。

また、事務局では「あっせん員候補者名簿」を常時備え付け、利用者の便宜を図るとともに、記載事項に変更があった場合は、随時訂正しております。

あっせん員候補者名簿

(平成23年12月15日現在)

区分	氏名	現職	履歴(前歴)	委嘱年月日
公益委員	藤田 広美	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成23年12月15日
	春田 吉備彦	沖縄大学法経学部教授	沖縄大学法経学部助教授	平成23年12月15日
	宮城 和博	弁護士	中央大学法学部臨時講師	平成23年12月15日
	宮里 節子	琉球大学法文学部准教授	琉球大学法文学部講師	平成23年12月15日
	宮尾 尚子	弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成23年12月15日
労働者委員	稲福 史	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	琉球ジャスコ労働組合中央執行委員長	平成23年12月15日
	喜屋武 秀行	沖縄国家公務員労働組合顧問	沖縄開発庁沖縄総合事務局運輸部職員	平成23年12月15日
	川平 朝之	航空連合沖縄副会長	沖縄地方航空同盟副会長	平成23年12月15日
	濱元 盛任	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会議長	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会幹事	平成23年12月15日
	益田原 辰彦	沖縄電力関連産業労働組合総連合会長	沖縄電力関連産業労働組合総連合事務局長	平成23年12月15日
使用者委員	又吉 民人	(株)沖縄県経営者協会専務理事	(株)沖縄県経営者協会事務局次長	平成23年12月15日
	仲程 通次	内外運輸㈱代表取締役会長	大和自動車工業㈱代表取締役会長	平成23年12月15日
	石川 清勇	沖縄電力㈱代表常務監査役	沖縄電力㈱取締役副社長	平成23年12月15日
	饒波 正博	ザ・テラスホテルズ㈱業務本部ディレクター	ザ・テラスホテルズ㈱総務人事部統括マネージャー	平成23年12月15日
	石川 眞一	(株)琉球銀行取締役 人事部長	(株)琉球銀行取締役総合企画部長	平成23年12月15日
事務局	平良 宗秀	沖縄県労働委員会事務局局長	沖縄県知事公室基地防災統括監	平成22年4月8日
	新垣 盛勝	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県文化環境部文化振興課長	平成23年4月14日
	たま 城 寛	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県土木建築部土木企画課副参事	平成23年4月14日

☆☆事務局から一言☆☆

労働委員会の手続は無料です。あっせんの申請・手続に関する事等は、どうぞお気軽にご相談ください。

「あっせん員候補者名簿」は、ホームページでもご覧いただけます。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）
TEL：098-866-2551 FAX：098-866-2554
ホームページ：インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp



有期契約の雇止めと更新上限

相談内容

有期契約社員の雇用や更新拒絶をめぐってトラブルになることが多いと聞きました。

契約書に3年を超えて更新することはないとしておけば、3年目には問題なく雇用終了することができるのでしょうか。

1年ごとに更新し、最後の更新のときには、この契約の期間満了により雇用終了し、更新はしない旨を明記する予定です。

相談回答

1 雇止めの法理

期間の定めのある契約について、本来は、期間が満了すれば契約は当然に終了し、終了につき合理性や社会的相当性は問題にならないはずで。

しかし、何度も更新を繰り返していたり、長期雇用を期待させる言動がなされたなどの事情がある場合には、解雇に関する法理が類推適用されることになります。

つまり、期間満了で更新を拒否（雇止め）するのも、そう簡単ではありません。雇止めは、期間満了時点で「更新をしない」ということであって、法的には「解雇」とは別なものです。このような雇止めにも、解雇権濫用法理（労働契約法第16条）が類推適用されることになります。

どのような場合に雇止めに解雇の法理が適用されるかという点については、①反復更新により実質的に期間の定めのない労働契約と同視しうる状況になっている場合、②期間の定めのない労働契約と実質的に異なるということとはできないが、雇用継続の合理的期待がある以上、これを保護すべきであるとした場合があります。

ポイント

期間の定めのない契約と同視しうる場合、あるいは雇用継続の合理的期待がある場合には、解雇権濫用法理が類推適用される。

2 雇用継続の合理的期待の判断

雇用継続の合理的期待の有無・程度は、①業務内容の恒常性・臨時性、②地位の基幹性・臨時性等労働者の契約上の地位の性格、③継続雇用を期待させる事業主の言動等、④更新の有無・回数、更新の手続の厳格性の程度等更新の手続・実態、⑤同様の地位にある他の労働者の雇止めの有無等、⑥その他就業規則の更新に関する規定等の要素を総合勘案して判断されます。

したがって、更新回数や勤続年数だけで雇用継続の合理的期待の有無、ひいては解雇法理の類推適用の有無が決まるわけではありません。

しかし、更新回数が重要な要素であることは間違いなく、大雑把に言えば、おおむね3年を超えれば雇止めには慎重を要すると言えそうです。

ポイント

雇用継続の合理的期待の有無は、業務の内容、使用者の言動、更新の状況等を総合勘案して判断。

3 更新上限の設定

更新回数や勤続年数の上限を設定し、契約文言にもその点を盛り込んでおけば、合意した上限を超える雇用継続の期待はないと言えそうです。

また、最後の契約更新の際に、期間満了によって雇用が終了し、更新はしない旨を契約書に明示し、署名・捺印をもらっておきます。そうすると、雇用終了について合意済みであり、雇用継続の合理的期待はないと言えそうです。そして、上限に達したことを理由とする雇止めについて、理由や相当性は不要であり、当然に雇用終了するということになります。

ただし、判例の中には、上限に達したことを理由とする雇止めを認めなかった例もあります。よって、厳格な更新手続きを行うようにし、また、日頃の言動等にも留意しておく必要があります。

ポイント

更新回数の上限定は、トラブル防止・解決に有効であるが、過信はしないように。

